

対象期間を
令和4年
11月30日まで
延長しました

令和4年4月1日(金)から令和4年11月30日(水)までの休業等を対象とした、香川県緊急雇用維持支援金の支給申請については、令和5年1月31日(火)が受付の最終期限となります。支給の対象となる中小企業事業主の皆様は、期限までのご提出をお願いします。

令和4年度香川県緊急雇用維持支援金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内事業所の休業等について、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主に対し、県独自の支援金を支給します。

申請受付期間

令和5年1月31日(火)まで(当日消印有効)

申請受付方法

- 申請書類は、**特定記録郵便や簡易書留など、送達を確認できる方法で郵送**してください。
- 感染拡大防止の観点から、**香川県緊急雇用維持支援金事務局や県庁への持参による申請はできません。**

郵送前に
ご確認ください

- 差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- 送料は申請者の方がご負担ください。

申請書送付先

〒760-0029 高松市丸亀町11番地1 丸亀町ビル3階
香川県緊急雇用維持支援金事務局

申請書類の
入手方法

- 香川県のホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)の「キーワードから探す」で「令和4年度香川県緊急雇用維持支援金」を検索して、必要書類をダウンロードしてください。



申請について

支給対象者

国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」(以下「国助成金」)の支給決定を受けた県内に所在する事業所の中小企業事業主

支給対象経費

判定基礎期間の初日が**令和4年4月1日(金)**から**令和4年11月30日(水)**までの県内に所在する事業所の休業手当等(教育訓練を含む)

支給額

国助成金の支給決定を受けた額の**18分の1の額**(ただし、教育訓練に関する加算額は除く)
※国助成金の助成率が10分の10の場合は対象外

支給割合のイメージ

休業手当等額

解雇等を行わない場合

国
9/10(18/20)

県
1/20

企業
1/20

上記以外の場合

国
4/5(36/45)

県
2/45

企業
7/45

支給限度額

1事業所あたり100万円が上限
(※令和4年度香川県緊急雇用維持支援金の支給限度額となります。)

《支援金の申請書類等は裏面をご覧ください。》

判定基礎期間の初日が令和4年3月31日(木)までの休業等を対象とした支援金の申請受付は終了しています。

香川県緊急雇用維持支援金事務局

☎087-851-5301

【開設期間】令和4年7月11日(月)～令和5年1月31日(火)
9時～17時(期間中の土・日・祝及び12/29～1/3を除く平日)

令和4年度香川県緊急雇用維持支援金

申請書類等

国助成金の支給決定通知書ごとに、下記のとおり申請書類を作成し、申請受付・問い合わせ先へ、郵送してください。

小規模事業主(従業員の数が概ね20人以下の事業所の事業主)用の様式を使用している場合は、中小企業事業主と添付する国助成金の書類が異なりますので、ご注意ください。

●県への申請期限は、令和5年1月31日(火)(当日消印有効)です。

●中小企業事業主(小規模事業主を除く)の場合

- (1) 県(原本) 令和4年度香川県緊急雇用維持支援金支給申請兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 県(原本) 支援金額算定書(令和4年度)(様式第1号別紙)※支援金額は1円未満の端数切り捨て
- (3) 国(写し)「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」支給決定通知書
- (4) 国(写し)「雇用調整助成金(休業等)」又は「緊急雇用安定助成金」支給申請書
※労働局に提出したもの
- (5) 国(写し)雇用調整助成金助成額算定書
※労働局から「支給決定通知書」とあわせて送付されたもの

●小規模事業主(従業員の数が概ね20人以下の事業所の事業主)の場合

- (1) 県(原本) 令和4年度香川県緊急雇用維持支援金支給申請兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 県(原本) 支援金額算定書(令和4年度)(様式第1号別紙)※支援金額は1円未満の端数切り捨て
(以下、「小規模事業主用」の書式)
- (3) 国(写し)「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」支給決定通知書
- (4) 国(写し)「雇用調整助成金(休業等)」又は「緊急雇用安定助成金」支給申請書※2
※労働局に提出したもの
- (5) 国(写し)「雇用調整助成金(休業等)」又は「緊急雇用安定助成金」支給申請書※1※2
※1 労働局から(3)の支給決定通知書とあわせて送付されたもの
※2 (4)と(5)の書面の様式は同じですが、別の書面ですので、両方必要

(小規模事業主で教育訓練がある場合)

- (6) 国(写し)雇用調整助成金助成額算定書
※労働局から「支給決定通知書」とあわせて送付されたもの
(小規模事業主で教育訓練がある場合は、(5)の書面に換えて(6)の書面を添付)

留意事項

- 判定基礎期間の初日が令和4年3月31日(木)までの休業等を対象とした支援金の申請受付は終了しています。
- 支援金の申請後又は、支給決定後に雇用調整助成金等の支給決定の変更、取り消し等により申請した内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局等へ届け出てください。

制度の詳細・様式のダウンロード

制度の詳細については、「令和4年度香川県緊急雇用維持支援金支給要綱」をご覧ください。
要綱及び申請書は県ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/koyo/topics/kinkyukoyoijisien.html>
からダウンロードできます。

申請受付・問い合わせ先

香川県緊急雇用維持支援金事務局 (開設時間: 平日9時~17時)

〒760-0029 香川県高松市丸亀町11番地1 丸亀町ビル3階

Tel: 087-851-5301 Fax: 087-823-6020